

処遇改善加算 【見える化要件】について

職場環境等要件

①入職促進に向けた取り組み

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤生産性向上のための業務改善の取組

5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

⑥やりがい・はたらきがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

賃金改善項目

①処遇改善加算Ⅰ（2012年スタート）

- ・毎年の定期昇給（処遇改善加算Ⅰとして令和4年3月31日まで）
- ・調整手当として全職員月額20,000円支給（パート職員：時給113円上乘せ）

②特定処遇改善加算Ⅰ（2019年スタート）

- ・手当等の改定

区分	支給月額	改定後	
介護福祉士	6,000円	12,000円	6,000円UP
夜勤手当	3,000円	4,500円	1,500円UP

- ・一時金支給

③ベースアップ等支援加算Ⅰ（2022年スタート）

- ・毎年の定期昇給調整手当として全職員月額6,000円支給（パート職員：時給34円上乘せ）

④新処遇改善加算（2024 年スタート）

- 現行の 3 加算（処遇改善加算 I、特定処遇改善加算 I、ベースアップ等支援加算 I）に加え、ベースアップ等支援加算に 4,000 円の上乗せで計 10,000 円支給
（パート職員：34 円に 22 円上乗せで時給あたり 56 円支給）